

千歳市新学校給食センター整備運営事業

実施方針に関する質問及び意見への回答

令和 8 年 1 月 30 日

千歳市

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■実施方針に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
1	3	第1	1	(2)	②	ア		整備の方向性	実施方針ではスチームコンベクションオーブン等の調理機器を整備すると記載されておりますが、要求水準書P52では連続式焼物機を記載されております。どちらが正しいのでしょうか。	連続式焼物機が正となります。
2	3	第1	1	(2)	③	ア		整備の方向性	地産地消の推進が可能な施設との記載があります。現在給食で地産地消として使用されている食材はどのような物資がありますか。ご教授下さい	使用できる時期は限られますが、これまでに使用したことのある千歳産の食材としては、小松菜、大根、キャベツ、白菜、人参、ジャガイモ、豚肉、しいたけ、ピーマン、にら、ほうれん草、鮭、卵などがあります。また、バイキング給食では、きゅうり、ブロッコリー、ミニトマトも千歳産を使用したことがあります。
3	5	第1	1	(7)	③	ク		維持管理業務	修繕業務について、設備のオーバーホールや主要部品の取替(更新・リニューアル)は事業者負担との理解でしょうか。例えば、自動ドアのエンジン回りリニューアルや各種設備のメイン基盤類の入替・冷暖房室外機圧縮機の更新など	設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行うものでなければ、お見込みのとおりです。なお、要求水準書p.80「9 修繕業務」に記載のとおり、本市は事業期間中の大規模修繕は想定していないため、事業期間中の大規模修繕が発生しないようにしてください。
4	6	第1	1	(8)				事業者の収入	サービス対価は本施設の引渡し後から事業期間終了時までの間に支払うことなっていますが、設計・建設期間中にはサービス対価の支払は一切ないということでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書を参照ください。
5	6	第1	1	(8)				事業者の収入	予定価格は、入札公告時に開示される理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	6	第1	1	(8)				事業者の収入	本事業の予定価格は入札説明書において示されますでしょうか。	No.5を参照ください。
7	6	第1	1	(8)				事業者の収入	一時支払い金の時期や割合は、入札公告時に公表される予定がございますでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書にて提示する予定です。
8	6	第1	1	(8)				事業者の収入	物価変動に基づく見直しは行われますでしょうか。また見直しの時期や見直しの基準を示していただけますでしょうか。	物価変動に基づくサービスの対価の改定は想定しています。詳細な条件は、入札公告時に公表する事業契約書(案)を参照ください。
9	6	第1	1	(9)				光熱水費の負担	運営業務の実施に係る光熱水費は本市が負担とすると記載がありますが、開業準備期間についても同様のご理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	6	第1	1	(10)				地元経済の発展への貢献	地元業者から資機材・消耗品等を調達することにより、加点対象となるのでしょうか。	評価基準に係る内容は、入札公告時に公表する落札者決定基準を参照ください。

■実施方針に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
11	6	第1	1	(10)				地元経済への発展への貢献	「市内に本店、支店又は営業所を有する者」には、事業者に資金提供を行う金融機関も含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、「市内企業の育成や地域経済の振興への配慮」には、金融機関からの資金調達も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	前段：金融機関からの借り入れがある場合は、お見込みのとおりです。 後段：金融機関からの借り入れがある場合は、お見込みのとおりです。
12	7	第1	1	(11)				事業スケジュール	建設期間において、不稼働日並びに作業時間について制限等が示される可能性はございますでしょうか。	現時点での想定はありませんが、周辺の住宅地等に配慮し、適切に実施してください。
13	7	第1	1	(11)				事業スケジュール	他給食センターPFI事業において、運用開始日の2ヶ月前に本体施設の引き渡しを行うスケジュール(開業準備期間2ヶ月)が一般的ですが、本事業では運用開始日の2ヶ月半前に本体施設の引き渡し(開業準備期間2ヶ月半)とされています。こちらのスケジュールに設定にされた意図があればご教示いただけますでしょうか。また、設計・建設期間及び引渡日の各日程は、事業者の提案により設定することは不可でしょうか。	供用開始時期を踏まえた事業スケジュールを勘案して設定した期間となります。 設計・建設期間及び施設引渡し日を事業者提案とすることは不可としますが、ご意見を踏まえ設計・建設期間を見直し、実施方針を修正します。
14	8	第2	1					募集及び選定方法	応募者が1グループの場合でも審査、優先交渉権者の決定を行うとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する落札者決定基準を参照ください。
15	9	第2	2	(1)				募集及び選定スケジュール	選定スケジュール(予定)で、事業契約の締結が令和8年12月中旬予定です。設計業務の中の現況測量を雪が降る前、10月下旬の仮事業契約の締結以降に着手することは可能でしょうか。	不可とします。
16	9	第2	2	(1)				募集及び選定スケジュール	貴市からの質問回答の内容によって、改めて確認したい事項も出てくることも想定されます。個別対話は質問回答後の実施としていただく、もしくは、6月に2回目の質問の機会をいただけないでしょうか。先行事例においても、提案検討の熟度が高まった時点で、発注者側に確認したいことが多くてきます。	ご意見として承ります。
17	9	第2	2	(1)				募集及び選定スケジュール	参加表明書、資格審査書類に関する質問回答は、書類によって収集に時間がかかるものもございますので、先行して公表いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。

■実施方針に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
18	9	第2	2	(1)				募集及び選定スケジュール	入札及び提案に係る書類をご提出した後にヒアリングは行われるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	9	第2	2	(1)				募集及び選定スケジュール	入札説明書等に関する現地説明会後に全配達校の見学の機会を設けていただけないでしょうか。	全配達校の現地見学の予定はありません。各配達校の状況は要求水準書(案)添付資料13～15を参照ください。
20	11	第2	3	(1)	⑤				構成企業・協力企業の定義が明確に示されていないものと見受けられますが、下記の理解でよろしいでしょうか。 構成企業:SPCに出資かつSPCから直接業務を委託する企業 協力企業:SPCに出資せず、SPCから直接業務を受託する企業	構成企業について、SPCに出資かつ直接業務を受託する企業という意図であれば、お見込みのとおりです。
21	11	第2	3	(1)	⑥				「市内に本店、支店又は営業所を有する者の登用を期待している。」と記されておりますが、選定時において、[市内に本店>支店又は営業所>道内企業>道外企業]のように採点の傾斜がつくという認識でよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する落札者決定基準を参照ください。
22	11	第2	3	(1)	⑥				「本市は、業務の遂行において、市内に本店、支店又は営業所を有する者の登用を期待している。」とありますが、市内企業の定義としては、市内に本店、支店又は営業所を有する企業ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	11	第2	3	(2)				業務実施企業の参加資格要件	FA業務で参加する場合、設計・工事管理・維持管理及び運営のどの業務に該当するのでしょうか。	いずれの業務にも該当しません。FAのみを実施する場合は、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があることと、「(3)入札参加者の制限」に該当しないことが条件となります。
24	11	第2	3	(2)				業務実施企業の参加資格要件	FA業務で参加する場合、設計・工事管理・維持管理及び運営のどの業務に該当するのでしょうか。	No.23を参照ください。
25	11	第2	3	(2)				入札参加者の備えるべき参加資格要件	SPCの経営管理を担う企業は、共通の要件を満たしていれば、個別の要件は問われない、という理解でよろしいでしょうか。	実施方針に示す設計、建設、工事監理、厨房機器等の調達及び設置、維持管理及び運営の各業務を行わないということであれば、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があることと、「(3)入札参加者の制限」に該当しないことが条件となります。
26	12	第2	3	(2)	②				建設業務について、複数の建設企業で行う場合のJV比率については、条件がなく、任意ということでしょうか。	お見込みのとおりです。

■実施方針に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
27	13	第2	3	(2)	⑤	ア		維持管理業務を行う者	維持管理業務を行う者が必須とする登録業種(小分類)はありますでしょうか。	ございません。
28	13	第2	3	(2)	⑤	イ		維持管理業務を行う者	実績内容について指定はあるのでしょうか。	特段の指定はありません。なお、実績の要件とする施設は公共施設とし、実施方針を修正します。
29	13	第2	3	(2)	⑤	イ		維持管理業務を行う者	「平成28年4月以降に着手した学校給食センターの維持管理業務の実績を有していること」とあります。1社が調理設備の維持管理業務の実績を保有していればよいという認識でよろしいでしょうか。	調理設備の維持管理業務に限らず、公共施設における維持管理業務の実績を有していれば実績として認めます。
30	13	第2	3	(2)	⑤	イ		維持管理業務を行う者	業務実施企業の参加資格要件 維持管理業務を行う者について、学校給食センターの維持管理業務の実績を有していることとありますが、どの程度の業務範囲が該当となりますでしょうか。例えば、床定期ワックス清掃のみ、ガラス清掃のみは実績となりますでしょうか。また、給食センターに限らず、千歳市の入札(官庁物件)実績を有するまたは現在受託しているなどの範囲に要件を緩和頂くことは可能でしょうか。	前段: 業務範囲の指定はありません。例示については、実績として認めます。 後段: No.28を参照ください。
31	13	第2	3	(2)	⑤	イ		維持管理業務を行う者	「学校給食センターの維持管理業務の実績を有していること」と記載がございますが、実績とは、給食センターの総合管理ではなく、一部の業務であっても実績があれば実績として認めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、実績の要件とする施設について、No.28を参照ください。
32	13	第2	3	(2)	⑤	イ		維持管理業務を行う者	維持管理業務を行う者の参加資格要件として、「イ 平成28年4月以降に着手した学校給食センターの維持管理業務の実績を有していること。」とありますが、厨房機器の保守管理を行う企業や調理エリアの日常清掃を行う企業、その他施設全体の維持管理業務を行う企業のいずれか1社が当要件を満たせば問題ないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、実績の要件とする施設について、No.28を参照ください。
33	13	第2	3	(2)	⑤	イ		維持管理業務を行う者	学校給食センターの維持管理業務の実績を有している事と記載されておりますが、単独校及び義務教育校の維持管理業務でも実績として有している事になりますでしょうか。	実績の要件とする施設について、No.28のとおり学校給食センターから公共施設に変更したため、単独校及び義務教育校の維持管理業務は実績として認めます。

■実施方針に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
34	13	第2	3	(2)	⑤	イ		維持管理業務を行う者	「学校給食センターの維持管理業務の実績を有していること」と記載がございますが、実績とは、行政からの直接契約ではなく、運営事業者やSPCとの契約ででも入札参加資格を有するとの理解でよろしいでしょうか。	再委託は実績に含みません。SPCからの構成企業(協力企業を含む)への委託は含みます。なお、実績の要件とする施設について、No.28を参照ください。
35	13	第2	3	(2)	⑤	イ		維持管理業務を行う者	維持管理業務を複数の企業で行う場合、少なくとも1社がすべての参加資格要件を満たすに当たり、JV契約を結ぶ必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	13	第2	3	(2)	⑤	イ		維持管理業務を行う者	維持管理業務を行う者の資格要件に、平成28年4月以降に着手した学校給食センターの維持管理業務の実績を有していることとは、平成28年4月以降に実際に業務が完了した実績という理解でよろしいでしょうか。	平成28年4月以降に着手した実績であれば履行中の実績も可とします。なお、実績の要件とする施設について、No.28を参照ください。
37	13	第2	3	(2)	⑥	イ		運営業務を行う者	「HACCPに対する相当の実績等を有していること」について、なお書きに記載された項目のいずれかの該当があれば良いといいう理解でよろしいでしょうか。また、内容により、公的証明書の存在しない項目について、証明方法をご教示いただけますでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:公的証明書に限らず、地方自治体、業界団体、民間が発行したものでも問題ありません。
38	13	第2	3	(2)	⑥	ウ		運営業務を行う者	平成28年4月以降に学校給食センターにおいて、4,000食/日以上の調理業務の実績を有していることとありますが、こちらは平成28年4月以降に契約を締結したPFI事業も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	15	第2	3	(4)				特別目的会社(SPC)の設立等	SPCの機関設計として、取締役会を設置するかどうかは事業者の提案としても宜しいでしょうか。	事業者の提案とします。
40	17	第2	5	(1)				提案等の審査	建設費等の算定にあたり今後、算定に用いる指標や前提条件(例:採用する指数、補正方法、適用時期等)について、整理の上ご提示いただく予定はございますでしょうか。	予定価格の算定に用いる指標や前提条件という意味であれば、公表しません。事業契約後の物価変動等の考え方であれば、入札公告時に示す入札説明書及び事業契約書(案)を参照ください。

■実施方針に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
41	17	第2	5	(1)				提案等の審査	「入札参加者独自の提案(地域経済への配慮、事業者独自のノウハウやアイディア)に関する審査」とございますが、付帯事業・自主事業提案を求めるということでしょうか?その場合、貴市が期待する提案の方向性をお示しいただけると、双方にとって有益な提案を検討できると考えます。	付帯事業、自主事業の提案は求めません。本事業の業務範囲内において、事業者独自のノウハウやアイディアを期待します。
42	17	第2	5	(1)				提案等の審査	落札者決定基準はいつの時点で公表されますでしょうか。	入札公告時(令和8年3月下旬)での公表を予定しています。
43	19	第4	1					立地条件	現地確認したところ敷地東側付近に、トラフが南北方向に敷設されていましたが、このトラフは敷地外と考えてよろしいですか。また敷地内の場合は境界からの距離、撤去新設が可能の有無などご教示願います。	敷地東側付近のトラフについては、現時点では敷地外と想定しています。なお、当該トラフの具体的な取り扱いについては、今後、必要に応じて提示します。
44	19	第4	1					立地条件	敷地には前面道路からの乗入れ口が1か所あります。植樹帯を撤去して乗入れ口を2か所にすることに制約はありますか。	提案は可としますが、事前に担当課(道路管理課)と調整のうえ、提案してください。
45	26	資料2	No.2					税制度リスク	本事業に直接影響はないかと存じますが、先般法改正が行われたガソリンの暫定税率廃止については、[税制度リスクの事業者の利益に係る税制度の新設・変更等]という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	26	資料2	No.6-9					許認可の取得遅延・失効リスク	貴市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するものは市のリスクとされていますが、不履行のみならず遅延に起因するものについても貴市側と捉えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	26	資料2	No.10-13					公的支援制度の獲得リスク	貴市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するものは市のリスクとされていますが、不履行のみならず遅延に起因するものについても貴市側と捉えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	26	資料2	No.20					金利変動リスク	「維持管理、運営期間中の金利変動」は事業者負担となっていますが、設計及び建設・工事監理業務に係るサービス対価の全部又は一部が延払いとなった場合においても、割賦支払利息(基準金利)の見直しは行われないという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)を参照ください。

■実施方針に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
49	26	資料2	No.24					物価変動リスク	「運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加」に関する負担者として「本市」と「事業者」の両方に主分担の「●」印が記されておりますが、今後入札公告時において「物価スライド条項」等によるサービス購入料の見直し条件が示されるとの理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
50	26	資料2	No.24,25					物価変動リスク	No24.25において本市・事業者共に主分担と記載ありますが、物価変動リスクにおける各々のリスクの内容をご教示いただけますでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)を参照ください。
51	26	資料2	No.24,25					物価変動リスク	No24.25において本市・事業者共に主分担と記載ありますが、物価変動リスクにおける各々のリスクの内容をご教示いただけますでしょうか。	No.50を参照ください。
52	26	資料2	No.24,25					物価変動リスク	物価変動リスクに関して、施設整備・維持管理・運営に係るサービス対価の改定基準日は、入札公告日としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
53	26	資料2	No.24,25					物価変動リスク	サービス対価改定の基準とする物価指数について、内閣府が令和7年3月31日通知した、「PPP/PFI事業における物価上昇の影響への対応について(通知)」(府政経シ206号)に則り、事業者として財・サービスの市場価格が適切に反映していただくため、採用する物価指数については、事業者選定後に柔軟に協議させていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
54	26	資料2	No.24,25					物価変動リスク	運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加について記載されていますが、これには人件費の高騰による費用増加も含まれているという理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)を参照ください。
55	26	資料2	No.24,25					物価変動リスク	貴市と事業者どちらも主分担とされていますが、どのように解釈すれば宜しいでしょうか。	具体的な物価変動リスクへの対応については、入札公告時に示す事業契約書(案)を参照ください。
56	26	資料2	No.24,25					物価変動リスク	貴市と事業者どちらも主分担とされていますが、どのように解釈すれば宜しいでしょうか。	No.55を参照ください。
57	26	資料2	No.24,25					物価変動リスク	市側●、事業者側●となっておりますが、想定される負担はどのような分担になるのでしょうか。	No.55を参照ください。
58	26	資料2	No.24,25					物価変動リスク	物価変動リスクでは市と事業者が共に主分担になっています。このように設定された意図があればご教示いただけますでしょうか。	No.55を参照ください。

■実施方針に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
59	26	資料2	No.24,25					物価変動リスク	No.24,25物価変動リスクの負担者が、本市・事業者双方になっております。 物価上昇した場合の増額負担は本市、物価下降した場合の減額は、事業者負担と解釈してよいですか。	No.55を参照ください。
60	26	資料2	No.24,25					物価変動リスク	維持管理・運営期間中の物価変動に係るリスクについて、一定割合以上の物価変動については毎年見直されると推察しますが、見直しの周期や時期、具体的な基準、数値がありましたらお示しください。	入札公告時に示す事業契約書(案)を参照ください。
61	26	資料2	No.24,25					維持管理・運営期間中の物価変動リスク	維持管理の物価変動指数を、最低賃金の上昇率として頂けませんでしょうか。 各種指標を計算しても最低賃金の上昇率とはかけ離れた上昇率であり、今後より発展する千歳市の人件費の上昇率を考慮していただきたい。 ※半導体メーカー工場を誘致した熊本県の最低賃金は2026年1月から、82円の引き上げとなり、全国最大の上昇となっております。	ご意見として承ります。
62	26	資料2	No.29					不可抗力リスク	市側●、事業者側▲となっておりますが、想定される負担はどのような分担になるのでしょうか。	詳細は、入札公告時に示す事業契約書(案)で示します。
63	26	資料2	No.29					不可抗力リスク	No.29 不可抗力リスクの負担者が、本市●、事業者▲となっていますが、不可抗力に対する費用負担等は、本市である。事業者は、不可抗力事案に対する協力することと解釈してよいですか。	No.62を参照ください。
64	26	資料2	No.29					不可抗力リスク	「戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設・維持管理・運営に係る費用の増加その他の損害」に関する負担者として「本市」に主分担の「●」、「事業者」に従分担の「▲」が記されておりますが、今後入札公告時においてその分担の割合が示されるとの理解でよろしいでしょうか？	No.62を参照ください。
65	26	資料2	No.29					不可抗力リスク	豪雪や濃霧などの天候不順による配送の遅延(冬季期間の事故による道路の通行止め)等は不可抗力に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

■実施方針に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
66	27	資料2	No.34					資金調達リスク	契約段階の資金調達の不調は事業者側のリスクとされていますが、契約後においても事業者側のリスクと捉えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	27	資料2	No.36,37					契約締結リスク	「議会の承認が得られないことによる契約締結の遅延、締結不能」の負担が、市及び事業者となっておりますが、事業者の事由で契約締結できない場合は、No.36の契約締結リスクとなるため、事業者でコントロールすることのできない当該リスクに事業者を含まないでいただきたい。	議会に係るリスクについては、本市においてもコントロールすることのできないリスクであるため、本市及び事業者双方のリスク分担としています。
68	27	資料2	No.37					契約締結リスク	No.37 契約締結リスク 議会の承認が得られないことによる契約締結の遅延、締結不能の負担者に事業者も対象になっている理由をご教示ください。	No.67を参照ください。
69	27	資料2	No.37					契約締結リスク	No.37において本市・事業者共に主分担と記載ありますが、契約締結リスクにおける各々のリスクの内容をご教示いただけますでしょうか。例えば、契約締結の遅延が生じた場合にSPC立ち上げ後の法人管理コストが計画時の想定以上に膨らんだ場合などのコスト負担に関して市と事業者との間で協議を行うというような理解でしょうか。	本市及び事業者が契約締結までに要した費用等の当該リスクは、各々での負担となります。
70	27	資料2	No.37					契約締結リスク	No.37において本市・事業者共に主分担と記載ありますが、契約締結リスクにおける各々のリスクの内容をご教示いただけますでしょうか。例えば、契約締結の遅延が生じた場合にSPC立ち上げ後の法人管理コストが計画時の想定以上に膨らんだ場合などのコスト負担に関して市と事業者との間で協議を行うというような理解でしょうか。	No.69を参照ください。
71	27	資料2	No.37					契約締結リスク	貴市と事業者どちらも主分担とされていますが、どのように解釈すれば宜しいでしょうか。	No.69を参照ください。
72	27	資料2	No.37					契約締結リスク	「議会の承認が得られないことによる契約締結の遅延、締結不能」の負担が、市及び事業者となっておりますが、優先交渉権者となっている事業者の事由で議会承認が得られない事由をご教示願います。	事由についての具体的な想定があるものではなく、市及び事業者双方のリスク分担としています。

■実施方針に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
73	27	資料2	No.43					土地の瑕疵	『No.43 土地の瑕疵に起因する対応費用…』となっておりますが、現時点で土壤汚染の可能性の有無について貴市の見解をお聞かせください	周辺地(千歳市流通3丁目2-7)での平成24年度における地歴調査及び汚染状況調査では土壤汚染のおそれは非常に低い結果となっており、また、航空写真から、昭和19年以降、事業予定地には建物等が建設されていないと想定されます。以上より、事業予定地については土壤汚染の可能性は低いと考えられます。
74	27	資料2	No.50					施設損害リスク	第三者等の事由による施設の損害は事業者側に従分担が課されていますが、どのような場合を想定しているのでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)を参照ください。
75	28	資料2	No.59					施設損害リスク	第三者等の事由による施設の損害は事業者側に従分担が課されていますが、どのような場合を想定しているのでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)を参照ください。
76	28	資料2	No.59					施設損害リスク	「上記以外の第三者等の事由による施設の損害」市側●、事業者側▲となっておりますが、想定される負担はどのような分担になるのでしょうか。	No.75を参照ください。
77	28	資料2	No.61					施設譲渡リスク	「事業期間終了時の施設引渡しの際に、給食サービスが継続可能な状態にするための費用」とございますが、給食サービスの継続可能な状態をご教示願います。	本施設の維持管理業務が適切に実施され、給食センターとして実用上支障のない状態となります。
78	28	資料2	No.62					配食数増減リスク (需要変動リスク)	貴市の要請による配食数増加に伴う事業者の増加費用の負担は事業者側に従分担が課されていますが、どのような場合を想定しているのでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)を参照ください。
79	28	資料2	No.63					配食数増減リスク (需要変動リスク)	「児童生徒数の減少による給食数の減少に伴う運営業務自体の収益の増減」のリスクは、事業者負担となっていますが、一定以上の給食数が減少する場合等、著しい需要変動が生じた場合は、サービス購入費の見直し等について、市と事業者間の協議の対象となりうるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)を参照ください。

■実施方針に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
80	28	資料2	No.71-73					配送及び配膳遅延リスク	特に遠隔地への配送について、冬季の積雪・凍結等により配送遅延のリスクが高まりますが、想定以上の悪天候等により配送不能・配送遅延となった場合の免責事項はありますでしょうか。 想定上の悪天候の場合は、73「上記以外の第三者等の事由によるもの」に当てはまるのでしょうか。その場合の想定される負担はどのような配分になるのでしょうか。	前段：想定以上の悪天候等による配送不能・配送遅延となった場合の免責事項はなく、当該事象は不可抗力リスクとして扱います。 中段：「実施方針に関する質問への回答」No.62を参照ください。 後段：入札公告時に示す事業契約書(案)にて示します。
81	28	資料2	No.80					事業の中断リスク	貴市と事業者どちらも主分担とされていますが、どのように解釈すれば宜しいでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)を参照ください。

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■実施方針に関する意見への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
1	6	第1	1	(8)				事業者の収入	昨今の建築資材や物価高騰により建築費や人件費が上昇しておりますので、これらの上昇も加味した予定価格の設定をお願いします。	ご意見として承ります。
2	6	第1	1	(8)				事業者の収入	昨今の建築資材や物価高騰により建築費や人件費が上昇しておりますので、これらの上昇も加味した予定価格の設定をお願いします。	No.1を参照ください。
3	6	第1	1	(8)				事業者の収入	割賦金利の基準金利について、日銀の政策金利の引き上げに伴い、今後更に基準金利が上昇する可能性があります。金利により事業費が圧迫されないよう提案時の基準金利の基準日は募集要項等の公表時点のものではなく、予定価格を算定した時点のものとしていただきますようご検討願います。	ご意見として承ります。
4	6	第1	1	(8)				事業者の収入	割賦金利の基準金利について、日銀の政策金利の引き上げに伴い、今後更に基準金利が上昇する可能性があります。金利により事業費が圧迫されないよう提案時の基準金利の基準日は募集要項等の公表時点のものではなく、予定価格を算定した時点のものとしていただきますようご検討願います。	No.3を参照ください。
5	6	第1	1	(8)				事業者の収入	「事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引渡し後から事業期間終了時までの間に、一時に又は定期的に支払う。」とありますが、事業者の長期間の金利支払負担軽減(提案事業費圧迫を回避)の観点から、一時払いの割合を高く設定していただくことをご検討願います。	ご意見として承ります。
6	6	第1	1	(8)				事業者の収入	「事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引渡し後から事業期間終了時までの間に、一時に又は定期的に支払う。」とありますが、事業者の長期間の金利支払負担軽減(提案事業費圧迫を回避)の観点から、一時払いの割合を高く設定していただくことをご検討願います。	No.5を参照ください。
7	6	第1	1	(8)				事業者の収入	事業者の収入について、修繕業務は実施年度により費用が大きく異なるため、事業者の提案する収支計画により支払うこととしていただけます。	ご意見として承ります。

■実施方針に関する意見への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
8	13	第1	3	(2)	⑤	イ		業務実施企業の参加資格要件	維持管理業務を行う者の資格要件に、平成28年4月以降に着手した学校給食センターの維持管理業務の実績を有していることとありますが、要件に合致する道内の給食センターは数が限られているため、同規模施設における維持管理業務実績も認める等、要件の緩和を検討頂きたい。	ご意見として承ります。なお、維持管理業務の実績は北海道内の実績に限りません。なお、実績の要件とする施設は公共施設とし、実施方針を修正します。
9	20	第6	1					事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	事業者の責めに帰すべき事由で契約解除になった場合の違約金は、他のPFI案件でも使用頻度が高い以下2点の金額でご検討お願いたします。 ・施設整備期間中：施設整備費(税込)の10% ・維持管理・運営期間中：維持管理・運営費用1年分(税込)の10%	ご意見として承ります。
10	20	第6	1					事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は、特に地元企業の参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。
11	26	資料2	No.15					住民対応リスク	事業者が実施する業務に起因するものは事業者側のリスクとされていますが、市の指示により実施する業務については対象外としていただけますでしょうか。	本市の求める事業の対象範囲は、要求水準書に示しているとおりです。
12	26	資料2	No.23					環境問題リスク	事前調査によって明らかにならなかった環境に関するリスクについては、そのリスクが明らかになつた時点で、リスク分担について協議させていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は、入札公告時に示す事業契約書(案)を参照ください。

■実施方針に関する意見への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
13	26	資料2	No.24					物価変動リスク	「運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加」に関する負担者として「本市」と「事業者」の両方に主分担の「●」印が記載されておりますが、施設整備費等の変動に関して現在の物価高騰に見合う有効な「物価スライド」を適用して頂きたいと考えます。 現在、特定事業の選定後から入札公告日、入札日、事業契約締結日を経過する期間の数か月においても物価上昇を見過ごすことはできない状況にあります。サービス対価変更の基準となる時点は少なくとも入札公告日にして頂きたいです。	ご意見として承ります。
14	26	資料2	No.24,25					物価変動リスク	建設期間中の物価改定で施設整備費の増額に伴い、建中ローンの調達額が増加する場合、増加分の金利は貴市にて負担いただくようご検討願います。	ご意見として承ります。
15	26	資料2	No.24,25					物価変動リスク	建設期間中の物価改定で施設整備費の増額に伴い、建中ローンの調達額が増加する場合、増加分の金利は貴市にて負担いただくようご検討願います。	No.14を参照ください。
16	26	資料2	No.25					物価変動リスク	維持管理段階の物価変動リスクにおいて、参考とする指標を北海道の最低賃金(厚生労働省)により、毎年の見直しを希望いたします。修繕業務は、工事費の変動と密接な関係があるため、工事価格に連動した指標を基準にして頂けたい。	ご意見として承ります。
17	27	資料2	No.44,45					工事費用増大リスク	工事費用増大リスクに「著しい物価の上昇」および「著しい人件費(単価)の上昇」が発生した場合、貴市との協議対象としていただけるよう、ご検討をお願い申し上げます。	ご意見として承ります。
18	28	資料2	No.62					配食数増減リスク (需要変動リスク)	本市の要請による配食数増加に伴う事業者の同化費用の負担について事業者▲(従分担)となっていますが、市の要請及び増加に関する費用はすべて市負担ではないでしょうか。事業者側従分担の内容(意味)をお示し下さい。	入札公告時に示す事業契約書(案)を参照ください。

■実施方針に関する意見への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
19	28	資料2	No.63					配食数増減リスク (需要変動リスク)	児童数の減少による給食数の減少に伴う運営業務自体の収益の増減は事業者側に主分担が課されていますが、児童数の減少は事業者側でコントロールできないので、貴市側のリスクとしていただけませんでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)を参照ください。
20	28	資料2	No.64					配食数増減リスク (需要変動リスク)	食べ残し等による残滓の変動は貴市作成の献立による影響も含めて事業者側に従分担が課されていますが、貴市作成の献立による影響等、貴市に起因するものについては貴市側のリスクとしていただけませんでしょうか。	要求水準書にて献立作成支援を求めており、事業者の従分担としています。
21	28	資料2	No.67					異物混入リスク	第三者等の事由によるものは事業者側に従分担が課されていますが、事業者側に起因するもの以外は全て貴市側のリスクとしていただけませんでしょうか。	ご意見として承ります。
22	28	資料2	No.73					配送及び配膳遅延リスク	第三者等の事由によるものは事業者側に従分担が課されていますが、事業者側に起因するもの以外は全て貴市側のリスクとしていただけませんでしょうか。	ご意見として承ります。
23								基本協定書案、事業契約書案	基本協定書案、事業契約書案を公告前にご提示いただけないでしょうか。 コンソーシアムを組成しても契約書案の内容により、参加できないこともあります。 そのため、少しでも早くご提示いただき、変更・修正・協議等の機会を頂きたいです。	基本協定書(案)、事業契約書(案)は入札公告時に合わせて公表します。
24								事業契約書案 物価スライド	基本協定書案、事業契約書案を公告前にご提示いただけないでしょうか。 コンソーシアムを組成しても契約書案の内容により、参加できないこともあります。 そのため、少しでも早くご提示いただき、変更・修正・協議等の機会を頂きたいです。	No.23を参照ください。
25								その他	事業契約書(案)で物価スライドについて、施設整備費すべて(食器食缶・調理備品・什器備品含め)を対象に提案書提出時点の物価指数に対して、着工時の物価指数を比較するスライド条項としてほしいです。 維持管理・運営期間においても、提案書提出時点の物価スライドに対して、年度ごとの物価指数を比較するスライド条項としてほしいです。	ご意見として承ります。